



正面から向き合う

福岡西中学校3年(当時)

小西希和

障がい者といえ、どんな人でしょうか。目が見えない人がいれば、耳が聞こえない人もいます。体が不自由であまり動けない人もいます。

私がこの間出会ったのも普通の人は少し違う人でした。

この前、陸上の試合に行っていた時のことです。私たちは、試合に出なければならなかったのです。そのため準備体操をしたり、うでふりをしたりしました。体を温めるため、ジョググをしていて時のことでした。気がつくと、どこかの学校の中学生が入ってきて、いつの間にか3人から4人にかわって走っていました。はじめは、どうして入って

きたのだろうか。早く抜かしてくれればいいのにと思いつつ走っていました。横を見てみると、どこか変わった感じの人でした。その中学生は、背が高く、空の雲を見ているように走っていました。私たちが速く走ればついてくるし、遅く走るとゆっくりとついてきました。結局、私たちは、その中学生とほぼ同じペースで走っていたように思います。そのうち私たち3人は、笑い出しました。はじめの方は、少し避けたり、障がい者ではないかと言いつつたりしていました。でも、その子のようすを見ていると、何も不思議な感じがありませんでした。いつもやっているみたいでした。普段、学校で、特別支援学級の男子と練習しているからか

もしもありません。

しばらくしていると、笑いが避けるような笑いではなく、楽しいという笑いになっていくことに気づきました。はじめて会う人といっしょにいて、こんなにおもしろいと思ったのははじめてだったかもしれせん。気がついたら、その中学生は前の方に行っていました。前の集団に、また入って走っていました。その集団も3人組でした。男子中学生が来たとき、その3人組がものすごく避けたり、いやな笑いをしてるのが見えました。それを見て、私たちもあんな風になつていたのかもしれない、悪いことをしてしまつたなと思えました。そして、招集がかり、スタート地点



福岡東中学校3年(当時) 大杉史華



田原小学校5年(当時) 三輪和可奈

に行きました。走り終わりにテントにもどった後、前のスタンドに行き、応援していた時でした。さっきの中学生が走っているのが見えました。とてもビックリしました。一番最後だったけど、みんながゴールしても最後までがんばっていました。

その中学生は、走り終わると、お母さんと2人でここにこしながらどこかに行つてしまいました。その中学生の姿が見えなくなつてから、私は、自分が普段必死で練習して参加している大会に、障がいがあつても出てきて、しかも完走するなんてすごいなと思ひました。

### 人権標語

必要ない そんな人は誰もいない

福岡東中学校2年(当時) 中島依利佳

言葉でも 時によっては かわいい武器

田原小学校6年(当時) 牛尾美由紀

大じょうぶ ひとりじゃないよ みんながいるよ

八千種小学校2年(当時) 藤田りり花

ゴミ1トンに  
4万4500円

町長  
嶋田正義



平成23年度  
第1回女性委員会

本年度女性委員会の初会合では、住民生活課長が問題提起をしましたので、ゴミ問題が中心的な話題となりました。資料によりますと、昨年度の福崎町のゴミ総量は約7000トンで、1人1日約1kgを出しています。ゴミ処理にかかった費用は約3億2200万円で、1トンあたり約4万4500円となっています。委員から「もっとゴミを減らしましょう。そのために町は情報を知らせ、減量のための啓蒙、宣伝をしてほしい。」という提案をいただきました。ゴミの種類では可燃ごみが84%を占めています。

ん使います。そのため処理場の炉の傷みも早くなり、修理のお金もかかります。

保育所や子ども会が廃品回収を行っているですが、そちらへ出していたらと、くれさかクリーンセンター等に持ち込む量が減って資源活用となり、子ども会の活動資金にもなりますので、ご協力をお願いいたします。

3月11日に東日本大震災が発生しました。ここでのゴミの量は大変なものです。このゴミを処理するだけでも大変で、こんなに遠い処理場にまで、いくら処理できるかの問い合わせがきています。町民のみなさんご協力によって福崎町のゴミが減れば、被災地のゴミ処理に、より多く協力することが出来ます。

町もゴミ減量化に努めますので、ゴミの分別・減量化にご協力をお願いいたします。

# 生活科学センターだより

## 投資用マンションのしつこい電話勧誘

〔相談〕

勤務している職場に投資用マンションの勧誘電話が何度もあり、断っても断っても、しつこくかかってくる。話の途中で電話を切ると「話を聞かずに断るのは失礼だ。」と怒鳴られ怖くなった。仕事にも支障が出てくる。「詳しい話があったので自宅を訪問する。」と言われ不安である。どのように断ったらよいか。

(40歳代男性)

〔処理〕

非通知でかけてきたり業者名を名乗らないようでは信用できません。話を聞く必要もありません。「断りません。今後電話をください。」と、きっぱり断り、すぐに電話を切りました。

〔アドバイス〕

相手を困惑させるような勧誘は宅建業法で禁止されています。

ハイ！  
神崎郡消費生活  
中核センター  
相談員です



ます。あまりに脅迫的な勧誘が続くようであれば、次のような相談窓口があります。

中播磨県民局姫路土木事務所  
所建設業課(姫路総合庁舎内)  
☎079・281・3001  
(内線382)  
(内線382)

福崎警察署生活安全課  
☎23・0110

〔ポイント〕  
「特定商取引法」と「割賦販売法」を改正し、平成22年12月1日に同法が施行されました。

たとえば、消費者の自宅に電話をして健康食品などを勧めた時に、「もう勧誘しないで」と断られた場合には、再度勧誘のための電話をしてはいけません。訪問販売においても、契約

をしない意思を示した消費者に対して、同じ商品の購入を再び勧誘することができなくなりました。消費者にとって身近な法律の規制が強化されたのです。

電話勧誘するにあたっては事業者の氏名などを明らかにする必要があります。(法16条)

この他にも、勧誘者の氏名、商品(権利や役務)の種類、勧誘のための電話であること、をまず告げなければ、販売や契約をすることができません。

また、販売業者が訪問販売する場合、消費者に対して、事業者名を告げ、勧誘を受けた了承を得なければならぬルールになっています。

要するに、販売目的を隠して勧誘してはいけません。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、  
生活科学センターへ  
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料  
相談日時 火・金曜日  
9時～16時

生活科学センターは、文化センターの敷地内にあります。  
(月曜日は休館日)

# 福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの福祉医療費受給者証(浅黄色)の有効期限は6月30日です。平成23年度の所得判定後、該当される方には、6月下旬に世帯ごとに郵送(簡易書留)で新しい福祉医療費受給者証を送付します。

ただし、母子家庭等の方、平成22年度に福祉医療費受給者証が交付されていない方で新たに福祉医療費受給者に該当される方には申請書類等を送付します。役場健康福祉課で手続きをしてください。

所得制限の経過措置期間が6月30日で終了します

6月末までは受給対象となつていても、7月以降は本来の所得制限により判定されるため、福祉医療費受給者証を交付できない方もあります。資格喪失届を送付しますので手続きをしてください。

旧福祉医療費受給者証(浅黄色)は、有効期限終了後、健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していただきますのでご利用ください。



## 平成23年度 所得制限等一覧表

老人医療費助成制度(65歳以上70歳未満の方)

区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度額	
			外来	入院
低所得者	2割	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた前年の所得が80万円以下の方	8,000円	24,600円
低所得者	1割	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の所得が0円の方(年金収入が80万円以下で他に所得がないこと)		15,000円

老人医療以外の福祉医療費受給者の方へ

公費医療負担額助成制度  
自立支援医療・養育医療・(小児慢性)特定疾患医療、肝炎治療など、他の公費負担医療を受け、自己負担額が発生した場合、その自己負担額を助成します。詳しくは、健康福祉課へ。  
問い合わせ先  
健康福祉課 国保医療係  
(内線 355・356)

### 重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方)

### 乳幼児等医療費助成制度(0歳~小学3年生までの方)

### こども医療費助成制度(小学4年生~中学3年生までの方)

	所得制限対象者	所得制限の内容
重度(高齢重度)障害者医療	本人・配偶者・扶養義務者	所得制限対象者のそれぞれの市町村民税の所得割税額が235,000円未満
乳幼児等医療	乳児等保護者(扶養義務者)	
こども医療	こども保護者(扶養義務者)	

### 母子家庭等医療費助成制度

(18歳または20歳までの児童を監護する母または父及びその児童)

所得制限対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等(扶養義務者)	0	1,920,000
	1	2,300,000
	2	2,680,000
	3	3,060,000
	4	3,440,000
	5	3,820,000

## 第147回 国民健康保険 運営協議会開催

会長から嶋田町長へ答申  
5月16日、第147回国民健康保険運営協議会を開催しました。松岡会長が嶋田町長へ、国民健康保険税の課税限度額改正について、諮問どおりとする答申を行いました。

平成23年度国保税の改正については、課税限度額を医療分で1万円、後期高齢者支援金分で1万円、介護納付金分で2万円、それぞれ引き上げる諮問がありました。課税限度額を引き上げるにより、約120万円の税収増となり、中低所得者の税負担を軽減します。

整基金を取り崩し補填する予定です。  
国民健康保険運営協議会では、健全な財政運営、地域の特性に応じたきめ細かな運用が図れるよう、意見交換、調査、研究などを重ね、町長に対し意見の具申等を行ってまいります。

運営協議会委員の紹介  
会長 松岡秀人 公益代表  
委員 難波靖通 公益代表  
委員 南 堰雄 保険医代表  
委員 山本 真 保険医代表  
委員 中田光夫 被保険者代表  
委員 小松 寛 被保険者代表  
(健康福祉課)

協議会の答申については法的な拘束力はありませんが、その意見は最大限に尊重することとされています。今年度も厳しい経済状況を反映した所得の減少傾向が続く、所得割額が減少しています。保険給付費などにかかる支出が税収等の収入を上回り、3200万円の財源不足となり、財政調



## 介護保険施設の居住費、食費の軽減制度があります！

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイの各サービスを利用する方のうち、次の方については、居住費、食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、一般の方よりも負担が軽減されます。

1. 住民税非課税世帯の方
2. 生活保護を受けている方 など

## 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度があります！

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の1割が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

## 居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担の軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に申請する必要があります。サービスを利用する前に、申請書に必要事項を記入して申請してください。認定された方には、後日、介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付します。施設、事業所へ提示してからサービスをご利用ください。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線353）

1日あたりの負担限度額

利用者の所得等の状況	食費の負担限度額	居住費の負担限度額	
		ユニット型個室	従来型個室
・住民税非課税世帯で 老齢福祉年金受給者 ・生活保護を受給している方	300円	ユニット型個室	820円
		ユニット型準個室	490円
		従来型個室	490円 (320円)
・住民税非課税世帯で (合計所得金額+課税年金 収入)が80万円以下の方	390円	多床室(大部屋)	0円
		ユニット型個室	820円
		ユニット型準個室	490円
・住民税非課税世帯の方 (上の基準に該当しない方)	650円	従来型個室	490円 (420円)
		多床室(大部屋)	320円
		ユニット型個室	1,640円
		ユニット型準個室	1,310円
		従来型個室	1,310円 (820円)
		多床室(大部屋)	320円

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合、( )内の金額となります。  
ユニット型個室や従来型個室などの区分については、利用する施設・事業所へお問い合わせください。

## 平成23年度介護保険料

65歳の誕生日の前日の属する月から、各市町で決められた基準額をもとに、所得段階別に保険料が決定し、個々に納付していただきます。

基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。平成21年度から平成23年度は月額3,600円です。

みなさんには、6月16日に発送する「平成23年度介護保険料納入決定通知書」でお知らせします。

## 介護保険料を年金から納めていただいている方へ

4・6・8月は前年度の2月と同額の保険料を仮徴収します。

10・12・2月は、確定した保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3等分して本徴収します。

【介護保険料早見表】

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.50	21,600
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	21,600
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	基準額×0.75	32,400
第4段階	本人は住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.83	35,800
	本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	43,200
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	54,000
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50	64,800

第2・4段階の「合計所得金額」とは、年金以外の所得で構成する合計所得金額をいいます。

前年度			現年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

問い合わせ先 税務課 介護保険料担当（内線342）